

第143回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2019年 8月26日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

(午後2時00分開会)

○成澤計画課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第143回「東京都自然環境保全審議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私は当審議会の事務局を務めさせていただきます、環境局自然環境部計画課長の成澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。審議会の会長が選出されますまで、私のほうで司会を務めさせていただきます。

以下、座って進行させていただきます。

最初にお願いでございますけれども、東京都など9都県市ではこの5月より、エネルギー使用の無駄の削減と地球温暖化防止の取り組みの一環といたしまして、エコなライフスタイルの実践行動キャンペーンを実施させていただいております。本日、事務局が上着及びネクタイを着用しておりませんことを御理解いただけますよう、よろしくお願ひいたします

まず、会議の定足数について御報告いたします。現在の審議会委員及び臨時委員の総数は38名でございます。出席者数は現状37名でございます。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条1項によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、開会に当たり、東京都を代表いたしまして、環境局長の吉村より御挨拶を申し上げます。

○吉村環境局長 皆様、こんにちは、改めまして、本年4月1日付で環境局長を拝命いたしました吉村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また、お暑い中を多くの委員の方に御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、このたび皆様方には、第24期東京都自然環境保全審議会の委員をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

第143回東京都自然環境保全審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

東京には都内最高峰でございます雲取山周辺の亜高山帯の自然があるかと思ひます。小笠原諸島の亜熱帯まで、多様で豊かな自然環境が広がっています。私事で恐縮ですが、6月に小笠原に出張させていただきまして、その豊かで多様な、貴重な自然に直接触れることができて、すごく感銘を受けたところでございます。

こうした自然豊かで多様な生き物たちが比較的身近な区域、あるいは同じ行政区域の中で、1000万人の人口を超える大都市にあるということは、世界的にも極めて珍しいことだと考えてございます。

こうした豊かな自然環境を次世代に継承するためにも、生物多様性に配慮した緑化の推進、開発許可制度による緑地の確保、多摩の森林再生等の取り組みなど、生物多様性の保全と緑の創出を進めていきたいと考えてございます。

また、多様な主体の参画によります自然環境の保全、新たな時代にふさわしい自然公園の事業などの取り組みによりまして、生物多様性を支える環境整備と裾野の拡大を推進してまいりたいと考えてございます。

さらには、良質な水環境を確保するため、河川や海域の水質保全対策、地下水の保全と利用の適正管理、清流復活など、これらのさまざまな取り組みによって水環境のさらなる向上をはかってまいりたいと考えているところでございます。

本審議会では、自然の保護と回復に関する重要な事項について御審議いただくこととなりますが、皆様にはこれまでの御経験や御見識などを踏まえまして、幅広い視点から御意見を頂戴できればと考えてございます。水と緑を一層豊かにして、ゆとりと潤いのある東京のまちづくりを進めていくことが重要であると考えておりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもよろしくお願い申し上げます。

○成澤計画課長 続きまして、御出席いただきました委員の皆様を御紹介させていただきます。

本日の審議会は第24期の委員の皆様による初めての会合でございますので、委員の皆様から自己紹介をさせていただきたいと思っております。一言ずつで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、お話をいただく際は机上のマイク設備の真ん中のスイッチを押していただいて、赤いランプが点灯していることを確認の上、御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

会長席に向かいまして左側の益子委員から順にお願いいたします。

○益子委員 中央温泉研究所の元所長をやっておりました益子保と申します。よろしくお願いいたします。

- 荒井委員 東京農業大学造園科の荒井と申します。専門は造園、景観をやっております。よろしくお願いいいたします。
- 井本委員 慶應義塾大学SFC研究所の上席所員をしております井本と申します。よろしくお願いいいたします。
- 木川田委員 上智大学理工学部の木川田と申します。専門は火山化学と環境分析をやっております。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 窪田委員 電力中央研究所の窪田と申します。専門は環境リスクコミュニケーションをやっております。よろしくお願いいいたします。
- 佐伯委員 筑波大学の佐伯と申します。専門は生物多様性の保全ですとか、野生動植物の保全に関することを研究しております。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 佐藤委員 立川商工会議所の会頭をしております佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 下村委員 東京大学の下村と申します。専門は風致計画という分野でございます。よろしくお願いいいたします。
- 鈴木委員 筑波大学の鈴木雅和と申します。専門は環境デザインです。よろしくお願いいいたします。
- 高橋委員 獣医師会のほうから来ております高橋と申します。先ほど局長のお話にあった小笠原とか御蔵島の環境保全について多少なりとも御協力させていただいています。よろしくお願いいいたします。
- 田島委員 立教大学の田島と申します。都市や環境に関する経済分析を専門にしております。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 田中委員 筑波大学名誉教授の田中と申します。専門は水文学です。よろしくお願いいいたします。
- 葉山委員 公益財団法人日本野鳥の会の自然保護室を担当しております葉山と申します。よろしくお願いいいたします。
- 安川委員 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の安川と申します。この6月いっぱいまでは産業技術総合研究所で、地熱と温泉の水理的つながりなどの研究をしていたしました。よろしくお願いいいたします。
- 山崎（靖）委員 東京都森林組合の理事をしております山崎と申します。本業は専門の林業をやっております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○山崎（晃）委員 東京農業大学森林総合科学科の山崎と申します。専門は森林動物学になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山中委員 筑波大学の山中と申します。専門は水の循環です。よろしくお願ひいたします。

○成澤計画課長 続きまして、事務局の不手際で事務局席にお座りいただいている小林先生、お願ひします。

○小林委員 千葉大学の小林と申します。後ろから失礼いたします。

緑地環境学科というところにおりまして、来年度からランドスケープ学を始めるということとであります。

よろしくお願ひいたします。

○成澤計画課長 続きまして、今度は会長席に向かって右側のおじま委員から順によろしくお願ひいたします。

○おじま委員 都議会都民ファーストの会のおじまと申します。よろしくお願ひいたします。

○森村委員 都議会都民ファーストの会の森村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○古城委員 東京都議会議員、公明党の古城まさおでございます。新宿区でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 東京が誇る、自然がいっぱいの高尾山の麓からやってまいりました八王子選出の都議会自民党の伊藤祥広と申します。よろしくお願ひします。

○河野委員 日本共産党都議団の河野ゆりえです。よろしくお願ひいたします。

○保坂委員 世田谷区長の保坂展人です。よろしくお願ひします。

○藤野委員 武蔵村山市長の藤野でございます。よろしくお願ひいたします。

○河村委員 奥多摩町長の河村でございます。東京の一番高い山、2017メートルの雲取がある町でございますけれども、今、困っているのはクマ、サル、イノシシと獣害が非常に多く、ことしは特にクマが非常に多く出ておりまして、つい最近新聞で見いただきましたとおり、人間が被害に遭っているという状況で、この問題をどうしていくのかということで今、頭を痛めているという状況でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○枝光委員 都民委員の枝光と申します。よろしくお願ひいたします。本業はアロマセラピーの講師と、ショップを経営しております。日本の地域資源の植物でとれたものを主としております。足立区の環境審議会委員を2年ほど務めまして、過去に兵庫県の環境政策課の事業のお手伝いを2年ほど務めました。また今回新たな、こういったお仲間に入れていただき

まして光栄でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○尾中委員 都民委員の尾中です。多摩市から参加しております。建築家です。よろしくお願い致します。

○辻委員 都民委員の辻と申します。よろしくお願い致します。この3月まで目白台の日本女子大学附属小学校の教員と、大学の講義を幾つか担当しておりました。古くなりますが、1970年代から東京都の自然環境調査、植生のほうに長くかかわらせていただきましたので、その点でも何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○山岸委員 都民委員の山岸です。東京都の重心があると言われていて国分寺市に住んでいます。どうぞよろしくお願い致します。

○相原委員 一般社団法人東京都農業会議の事務局次長を仰せつかっております相原と申します。私どもは区市町村におかれる農業委員会と一緒に東京の農業、農地を守り、担い手を育成するという業務をしております。よろしくお願い致します。

○一ノ瀬委員 慶應義塾大学の一ノ瀬と申します。専門は景観生態学です。よろしくお願い致します。

○石田委員 公衆浴場組合の石田と申します。新宿は日落合で栄湯というお風呂屋をやっています。よろしくお願い致します。

○須田委員 中央大学保全生態学研究室の須田です。専門は昆虫学と保全生態学です。よろしくお願い致します。

○竹下委員 岡山大学の竹下でございます。専門は土木工学の中の地盤工学を担当しております。大学では導出力学とか地盤防災工学といった講義を担当しております。どうぞよろしくお願い致します。

○布山委員 流通経済大学の布山と申します。私の専門は法学なのですが、日本温泉協会の事務局長を長いことやっていました。よろしくお願い致します。

○宮下委員 公益社団法人東京都猟友会から参りました宮下です。近年、全国的にふえております鳥獣による食害について、上部団体の大日本猟友会を通じて、個体数調整などについて協力していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○成澤計画課長 委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上の皆様方のほか、本日は都合により欠席されている委員がいらっしゃいます。

お手元のタブレットの電源ボタンを押していただきますと画面が出るかと思うのですが、資料1の【第24期東京都自然環境保全審議会委員名簿】の臨時委員のところにあるの

ですが、石井委員が本日は御都合により御欠席されておりますことを報告させていただきます。

続きまして、事務局側の職員を御紹介させていただきます。まず、前列、皆様から向かって左手の職員から御紹介させていただきます。

環境局自然環境部長の近藤でございます。

○近藤自然環境部長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 改めまして、環境局長の吉村でございます。

○吉村環境局長 吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○成澤計画課長 私は先ほど御挨拶をさせていただきましたので省略させていただきます、次は後列の職員に移らせていただきます。

多摩環境事務所長の宗野でございます。

○宗野多摩環境事務所長 宗野です。よろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 自然環境部森林再生担当課長の根来でございます。

○根来森林再生担当課長 根来です。よろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 同じく自然環境部緑環境課長の松岡でございます。

○松岡緑環境課長 松岡です。よろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 同じく自然環境部緑施策推進担当課長の川道でございます。

○川道緑施策推進担当課長 川道でございます。よろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 同じく自然環境部水環境課長の吉澤でございます。

○吉澤水環境課長 吉澤でございます。よろしくお願いいたします。

○成澤計画課長 なお、本日は都合により、自然公園担当課長の佐藤が欠席しております。

以上で事務局側の職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日の審議会は、先ほども申し上げましたとおり、第24期の委員の皆様による初めての会合でございます。

会議の次第にございますように、最初の議事は会長をお選びいただくことでございます。その後、部会の構成等を決めていただいて、温泉部会の案件2件について御審議をしていただくこととしております。

本日の配付資料を確認させていただきたいと思います。本日の会議はペーパーレス会議で進めさせていただいております。机上に、紙といたしましては次第と座席表を置かせていただいております。その他の審議の資料については、こちらのタブレットの端末でござい

だくこととしております。よろしくお願いいたします。

ここでタブレット端末の使用方法について御説明を差し上げます。下の丸いボタンを押していただき、電源を入れていただいた状態で操作させていただきますけれども、基本的に各委員のタブレットは事務局のタブレットと連動してございます。このため、特に操作の必要はございません。そのままごらんいただければと存じます。

次のページの資料をごらんいただく場合には、画面を指で左にスライドすると次のページに移り、右にスライドすると前のページに戻るといった動きになってございます。

委員の皆様が画面の操作中に私のほうで画面を操作しますと、その画面に移ってしまいます。その点については御了承いただきたいと思えます。

なお、私の操作にかかわらず違う画面をごらんいただきたい場合には、画面の左下に「同期」と書かれたところがあると思うのですが、そこを一度押していただくと「非同期」になります。非同期の状態であれば、こちらの操作にかかわらず必要な資料をごらんいただくことが可能になります。

同期されている場合には、画面の上側に赤い帯が出ているかと思えます。通常はこの赤い帯が出ている状態にして操作していただければと考えます。

画面を拡大していただく場合には、親指と人差し指で広げていただきますと拡大、閉じていただきますと縮小の操作をすることができます。

なお、1点だけ注意をいただきたいのは、画面の右上にございます「ログアウト」のところをさわってしまいますとログアウトの状態になり、再立ち上げに時間がかかってしまいますので、そこには触れないようによろしくお願いいたします。

タブレットの操作の説明については以上となります。なお、途中で御不明な点などございましたら、事務局の職員にお声がけいただければと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の「（１）会長の選任について」に移らせていただきます。

資料３の東京都自然環境保全審議会規則第２条第１項をごらんください。「同期」を押していただきますと資料３が映っているかと思えます。よろしいですか。

審議会規則第２条第１項に「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と規定しております。会長の選任について御意見のある方がいらっしゃいましたら、発言をお願いいたします。

益子委員、お願いします。

○益子委員 会長につきましては、田中委員に引き続き御就任いただきたく、御推薦申し上げ

げます。

田中委員は第23期に審議会会長に就任され、円滑な審議会の運営をお務めになられました。

また、国の審議会等の委員もお務めになられておりまして、自然環境に深い知識と御経験をお持ちでございます。ぜひ会長に御就任いただきたく、御推薦申し上げます。

○成澤計画課長 ただいま、田中委員の会長就任を望む旨の御発言がありました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○成澤計画課長 ありがとうございます。

皆様の御賛同をいただきましたけれども、田中委員、会長をお引き受けいただいたよろしいでしょうか。

○田中委員 はい。ありがとうございます。まことに僭越ではございますが、お受けさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○成澤計画課長 それでは、田中委員に会長の御承諾をいただきましたので、本審議会の会長をお願いしたいと存じます。

田中委員、会長席にお移りいただきますよう、よろしく願いします。

(田中委員、会長席へ移動)

○成澤計画課長 それでは、ここで田中会長から御挨拶をいただきたく存じます。

よろしく願いします。

○田中会長 皆様、こんにちは。ただいま東京都自然環境保全審議会の会長に御選任いただき、まことにありがとうございました。田中でございます。

私は先ほど御紹介がございましたように、23期から本審議会の会長を務めさせていただき、引き続き24期の会長をお引き受けすることになりました。この審議会が円滑に運営されるよう、最善の努力をいたす所存でございます。

先ほど来、局長さんからもお話がございましたように、東京都は多様で豊かな自然環境に恵まれた世界に誇れる都市であります。本審議会では、東京における自然環境の保全と回復に関する重要な事項につきまして調査、審議を行うわけですが、自然環境をめぐる課題は経済、社会の課題と相互に関連しておりまして、複雑に絡み合ってきております。

このため、昨年4月に閣議決定されました第五次環境基本計画でもうたわれていますように、環境的な側面だけではなく、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させて対応してい

くことが必要でございます。

本審議会が所期の目的を達成しまして、東京の自然環境の保全と回復に貢献できますよう、委員の皆様方の御協力をいただきながら、充実した審議が行われるように努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まことに簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○成澤計画課長 ありがとうございます。

それでは、ここからの会議の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。田中会長、よろしくお願ひいたします。

○田中会長 はい。わかりました。

2つ目の議題であります「会長代理の指名について」に移ります。

まず、会長代理についてですけれども、資料3「東京都自然環境保全審議会規則」の第2条第3項をごらんください。ここには「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されております。

私といたしましては、第21期から第23期審議会の委員として規制部会長をお務めになられ、経験豊富な下村委員にお願いしたいと考えますが、下村委員、いかがでしょうか。

○下村委員 はい。ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、下村委員に御承諾をいただきましたので、会長代理は下村委員にお願いいたします。下村委員、よろしくお願ひいたします。

次に部会の構成についてですが、部会は計画部会、規制部会、鳥獣部会、温泉部会の4部会となっております。

資料3「東京都自然環境保全審議会規則」の第3条第2項をごらんください。ここには「部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する」と規定されております。各部会の委員につきましては、この定めによって会長が指名させていただくこととなっておりますが、事務局から部会の構成について案はありますでしょうか。

○成澤計画課長 用意をさせていただいております。

お願ひします。

○田中会長 それでは、事務局職員は部会の構成案を配付してください。

(部会構成案配付)

○田中会長 よろしいでしょうか。

会長の私といたしましては、第24期の部会の構成は、事務局が配付いたしました案でよいかと考えております。

なお、各部会の部会長についてですけれども、資料3「東京都自然環境保全審議会規則」第3条第3項をごらんください。「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」と規定されております。本日はこの後、各部会を開催し、部会長代理をお決めいただくようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

次に移りまして、温泉部会の議案についてでございます。諮問第450号及び第453号の温泉部会の案件につきまして審議を行います。まだ24期温泉部会の部会長は決まっておりませんが、23期温泉部会において、この案件につきましては御審議いただいた事項になりますので、事務局からの説明後、審議をいただきました前温泉部会長である益子委員から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○吉澤水環境課長 自然環境部水環境課長の吉澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、失礼して、着座にて諮問案件の説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉動力の装置が2件でございます。

説明の流れといたしましては、まず、事務局よりお手元資料4-1、4-2によりまして、申請の概要を2件一括して説明をさせていただきます。その後、益子前温泉部会長より許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について、資料4-3により2件を一括して御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

資料4-1をごらんください。諮問第450号、大田区羽田空港の温泉動力の装置について御説明をいたします。

申請者は羽田エアポート都市開発株式会社、目的は温浴施設に供給すること、申請地は大田区羽田空港二丁目でございます。

当温泉の掘削につきましては、平成30年1月4日付で許可され、工事は平成30年11月15日に完了しております。

温泉井戸の概要といたしましては、深さ1500メートル、泉温は31.5度、泉質名は含ヨウ素

ーナトリウムー塩化物強塩温泉です。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積が13.58平方センチメートル、吐出量は毎分150リットルでございます。

揚湯量は、日量145立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございます。土地は国有財産ですが、申請者が定期借地をしております。

申請地の概況といたしまして、資料4-1の次のページの写真①、②をごらんいただきますとおり、現在は資材置き場になってございまして、敷地の中では温泉利用施設が入る予定の建物を建設しているところでございます。

周囲1キロメートル以内の状況につきましては、同じページの図2をごらんください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。半径1キロメートルの範囲におきまして、既存源泉はございません。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

続きまして、次の案件の説明に移らせていただきます。資料4-2でございます。諮問第453号、板橋区若木の温泉動力の装置について御説明をいたします。

申請者は高田浴場有限会社、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は板橋区若木地内でございます。

当井戸の経緯でございますけれども、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ温泉に該当したため、今回、温泉として動力の装置について申請するものでございます。

温泉井戸の概要といたしましては、深さ117メートル、泉質は16.4度、泉質名はありませんが、メタけい酸の項により温泉に適合しております。

申請する動力は出力7.5キロワット、吐出口断面積は4.9平方センチメートル、吐出量は毎分150リットルです。

揚湯量は日量40立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は所有者から土地使用の承諾をしています。

申請地の概況といたしまして、資料4-2の次のページの写真①、②にありますとおり、住宅、事業所が立地している場所でございます。温泉井戸の周辺は③の状況でございます。

周辺1キロメートル以内の状況につきましては、同じページの図2をごらんください。申

請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。半径1キロメートルの範囲において、申請地から約750メートルの地点に既存源泉があります。水道水源井戸等の配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回御審議いただく2件の諮問案件について、まとめて御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、部会での審議結果につきまして、23期温泉部会長の益子委員から御報告をお願いいたします。

○益子委員 第23期の温泉部会長を務めておりました益子でございます。

第24期におきましてはまだ部会長が決まっておりませんので、これから御説明いたします。諮問第450号及び453号を、温泉部会で審議した際に部会長を務めておりました私から御報告させていただきます。

諮問第450号及び453号は令和元年6月6日の23期第3回温泉部会において審議を行いました。これらの案件について、資料4-3の許可基準の適合状況及び温泉部会での審議内容について御説明いたします。

まず、許可基準等について御説明をいたします。温泉法では、許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと等を規定しております。東京都では、この2つの許可基準について審査基準を2つ設けています。

1つ目の審査基準について、参考資料1-1をごらんください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じて200メートル、500メートル、1000メートルの制限距離以上を既存源泉からとることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料1-2をごらんください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び一日の揚湯量の上限を定めています。

このうち、23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下、及び一日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては吐出口断面積を21平方センチメートル以下、及び一日の揚湯量を150立方メートル以下としています。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料1-3をごらんください。これは温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取り扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。

申請地の周囲1000メートル以内に、水道水源井戸や区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、資料4-3の上段をごらんください。諮問第450号「大田区羽田空港の温泉動力の装置について」、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

「1 許可基準の適合状況」につきまして御説明いたします。

「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該温泉の深度は1500メートルのため、制限距離は1000メートルになります。周囲1000メートルに既存の温泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

「(2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準」についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

「(3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1000メートル以内には水道水源井戸等の配慮を要する井戸や、区市町村が指定する湧水指定地域等は存在していません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

「2 温泉部会における審議内容」につきましては、揚湯量や成分等に関するモニタリングを適切に実施することなどの意見があり、これについては事業者も御承知しております。

以上のことから、温泉部会では、大田区羽田空港における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料4-3の下段をごらんください。諮問第453号「板橋区若木の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

「1 許可基準の適合状況」につきまして御説明いたします。

「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該温泉の深度は117メートルのため、制限距離が200メートルになります。周囲200メートルに既存温泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

「(2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準」についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

「(3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1000メートル以内には水道水源井戸等の配慮を要する井戸や、区市町村が指定する湧水指定地域等は存在していません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

「2 温泉部会における審議内容」につきましては、揚湯量や成分等に関するモニタリングを適切に実施することとの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、板橋区若木における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、温泉部会案件諮問第450号及び諮問第453号の審議に入りたいと思います。

ただいまの事務局のからの説明、益子前部会長からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

どなたか御発言はございませんでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 諮問の第450号につきましては、おととしの12月に掘削許可で審議がされています。その際は私は反対の意見を申し上げました。

掘削と動力装置をつけることは一体と考えておりまして、今回、諮問に反対ということを表示させていただきます。

その理由は、掘削審議の際に申し上げましたことと同様でありますので、重複を避けて省略させていただきますが、よろしく願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特にほかにはございませんか。

○田中会長 御意見が出尽くしたようですので、ここで皆様にお諮りいたします。

最初に諮問第453号「板橋区若木の温泉動力の装置について」につきましては、反対意見はありませんでしたので、本審議会として温泉部会長の報告のとおり、許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第453号「板橋区若木の温泉動力の装置について」につきましては、本審議会として許可相当であるということで答申することにいたします。事後の事務につきましては事務局でよろしく願いいたします。

続きまして、諮問第450号「大田区羽田空港の温泉動力の装置について」につきましては、反対意見がございましたので、個別に採決をしてみたいと思います。

なお、臨時委員の方につきましては、議事に関係のある温泉部会の布山委員と石田委員のみが採決に加わるようになりますので、御了承いただきたいと思います。

諮問第450号「大田区羽田空港の温泉動力の装置について」の採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

○田中会長 反対少数と認めます。

それでは、ただいまの採決によりまして、諮問第450号「大田区羽田空港の温泉動力の装置について」につきましては、本審議会として許可相当であるということで答申することになります。事後の手续につきましては、事務局でよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されておりました審議案件は終了いたしました。

その他、事務局から連絡事項などがございましたらお願いいたします。

○成澤計画課長 本日は会長からお話がありましたとおり、部会長及び部会長代理を決めていただくため、本審議会終了後に最初の部会を開催させていただきます。開催場所等につきまして、今、事務局からお配りさせていただいておりますが、部会の開催案内のとおり、それぞれ部会ごとに会場が異なります。10階の会議室になりますので、そちらの会議室まで移動させていただきます。

部会の開催は予定では15時半ですが、予定より早いですけれども、15時からの開催とさせていただきます。部会ごとに担当が御案内いたします。案内がありますので、こちらの会場でお待ちいただければと思います。

なお、次回の本審議会ですけれども、10月の中下旬あたりで開催させていただければと事務局で考えさせていただいております。近々日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 それでは、以上をもちまして、第143回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。審議に御協力いただきましてありがとうございます。

(午後2時48分閉会)